

## 令和7年度特定診療科奨学生の配置について

○令和7年度における特定診療科奨学生の配置病院・選択した診療科は下表のとおり。

○いずれの医師も配置期間は原則として1年間とする。

区分	診療科	配置原案
指定勤務7年目	精神科	魚沼基幹病院
指定勤務6年目	精神科	新潟大学医歯学総合病院
	精神科	新潟大学医歯学総合病院・県立精神医療センター
	精神科	佐渡総合病院
	精神科	新潟大学医歯学総合病院
指定勤務5年目	精神科	新潟大学医歯学総合病院(一時中断)
指定勤務3年目	産婦人科	新潟大学医歯学総合病院(一時中断)
指定勤務2年目	精神科	新潟大学医歯学総合病院(一時中断)
指定勤務1年目	精神科	新潟大学医歯学総合病院(一時中断)
	産婦人科	済生会新潟病院
	麻酔科	新潟大学医歯学総合病院(一時中断)